

# 第1回 中部東道路 計画検討会

日時：令和7年6月12日（木）

時間：14：00～15：00

場所：勝連城跡あまわりパーク  
歴史文化施設 多目的室

## 議事次第

1. 開会
2. 議題
  - (1) 計画検討会の概要について
  - (2) うるま市における現状・課題について
  - (3) 規約について
  - (4) 今後のスケジュールについて
3. 閉会

### 【配布資料】

- ・議事次第、出席者名簿、配置図
- ・資料1 計画検討会概要
- ・資料2 うるま市における現状・課題について
- ・資料3 規約
- ・資料4 今後のスケジュール

## 第1回中部東道路 計画検討会 出席者名簿

- ・ 令和7年6月12日（木）14:00～
- ・ 勝連城跡あまわりパーク歴史文化施設 多目的室
- ・ 中部東道路計画検討会 委員

所属	職名
沖縄県 土木建築部	道路街路課長
沖縄県 土木建築部	中部土木事務所長
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部	道路建設課長
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部	北部国道事務所長
沖縄市	建設部長
うるま市	都市建設部長



## 中部東道路計画検討会

### <目的>

中部東道路について、必要な調査や検討を進め、地域の実情に応じた道路計画の具体化に向け、関係機関と協議・調整することを目的とする。

### <メンバー>

内閣府	沖縄総合事務局	開発建設部	道路建設課長
内閣府	沖縄総合事務局	北部国道事務所	課長
沖縄県	土木建築部	道路街路課	課長
沖縄県	中部土木事務所		課長
うるま市	都市建設部		課長
沖縄市	建設部		課長

### <事務局>

沖縄県、北部国道事務所、うるま市

### <内容>

- ・ 中部東道路沿線地域における現状、課題、交通状況の確認
- ・ 課題解決に向けた道路の必要性の整理、対策案の検討等

## ○うるま市における地域及び道路交通の現状・課題を抽出

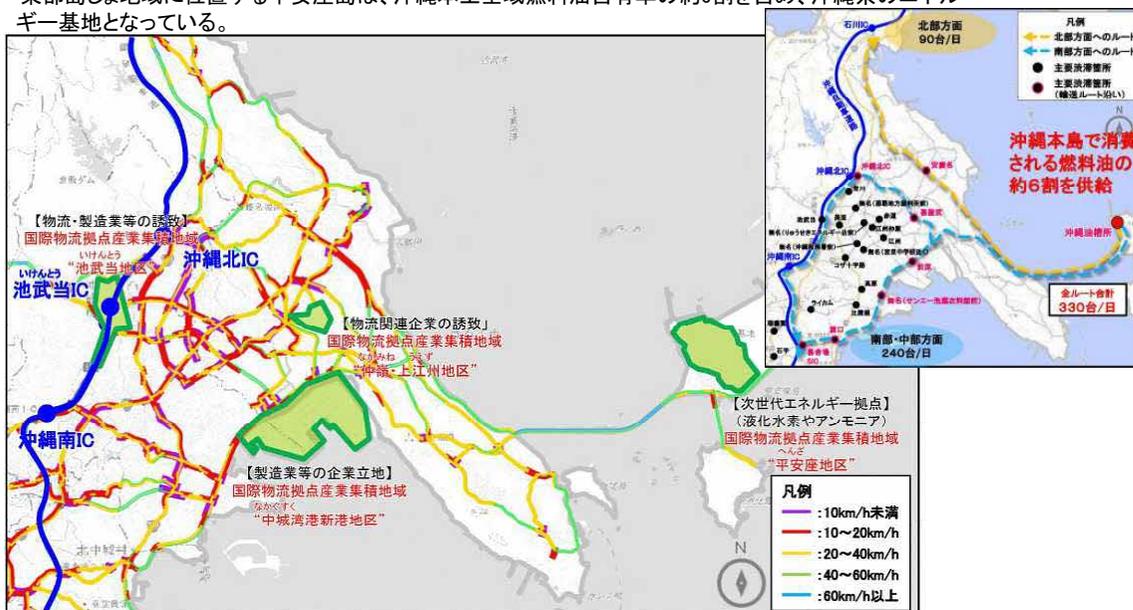
### ①観光

世界遺産「勝連城跡」や4つの島を連絡する「海中道路」が代表的な観光地となっている。



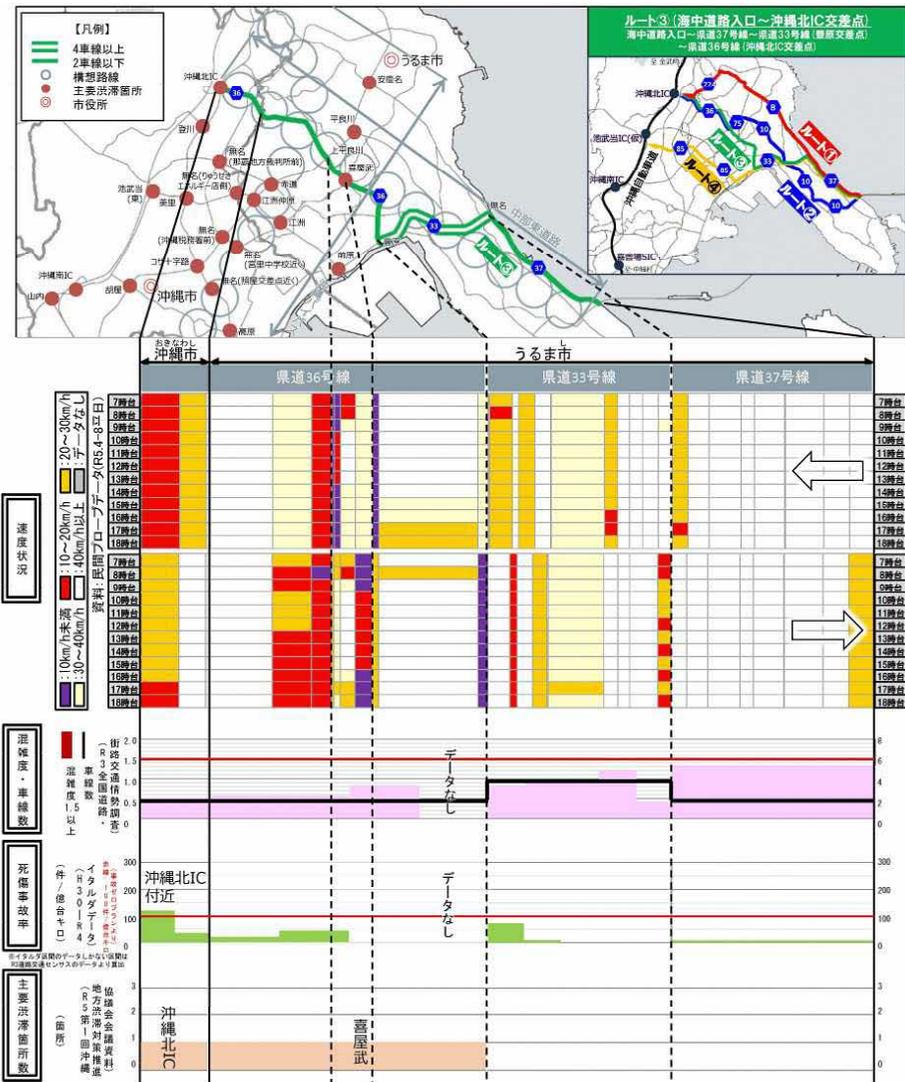
### ②物流道路の構築

- 中城湾港（重要港湾）新港地区周辺では、国際物流拠点産業集積地域の指定を受け、製造拠点、物流拠点、次世代エネルギー拠点など新産業の立地が急速に進んでいる。
- 東部島しょ地域に位置する平安座島は、沖縄本土全域燃料油占有率の約6割を占め、沖縄県のエネルギー基地となっている。



### ③うるま市における交通状況

交通状況（旅行速度、混雑度、死傷事故率、主要渋滞箇所）の課題箇所を抽出



- うるま市地域の課題として海岸沿いの低地部で津波浸水想定区域や路面冠水による通行止めが発生している。
- 交通の課題としては、うるま市街地と沖縄市街地を結ぶ県道75号線、企業立地が進展する中城港湾(新港地区)と沖縄自動車道を結ぶ県道36号線、県道85号線、県道33号線の主要渋滞交差点等がボトルネックとなり、速度低下が広がっている。



▲道路網図(旅行速度・主要渋滞箇所)

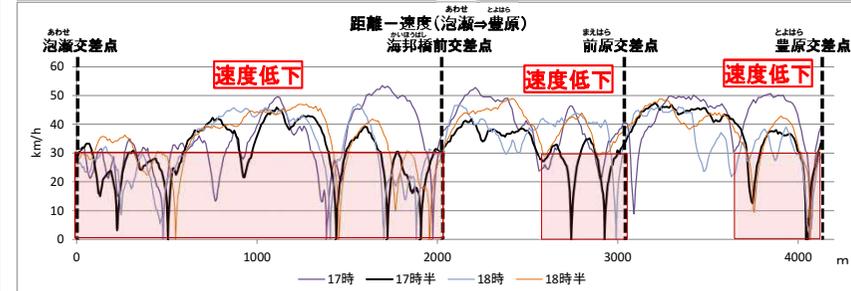
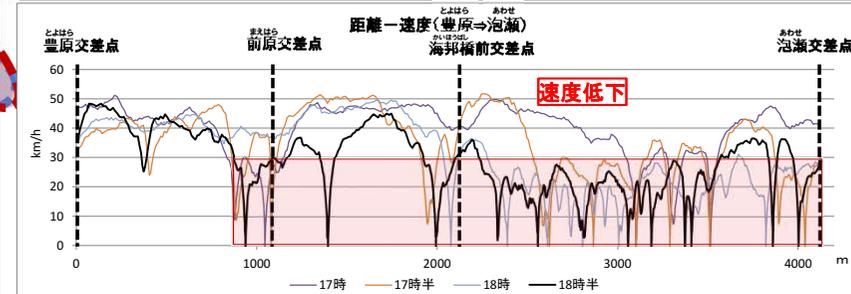


▲写真① 喜屋武交差点の渋滞状況  
県道36号線



▲写真② R5台風6号路面冠水状況  
県道37号線(R5.8.6)

泡瀬～豊原区間は、企業や商業施設の立地が進み、当該区間の速度低下に影響していることが考えられたため、プローブ車による走行調査を実施し、速度低下の実態やボトルネック位置を確認した。



▲プローブ車による走行速度調査結果

(案)  
中部東道路 計画検討会  
規約

(名称)

第1条 本会は、中部東道路計画検討会（以下「本検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、沖縄ブロック新広域道路交通計画において、構想路線に位置づけられており、高規格道路としての役割が期待される中部東道路について、必要な調査や検討を進め、地域の実情に応じた道路計画の具体化に向け、関係機関と協議・調整することを目的とする。

(組織・運営)

第3条 本検討会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。なお、必要に応じて、本検討会の承諾を得て委員を追加することができる。

2 本検討会に、会長を置き、各委員の中から選出する。選出方法は、原則として内閣府沖縄総合事務局開発建設部道路建設課長・沖縄県土木建築部道路街路課長・うるま市都市建設部長の輪番制とする。

3 会長の任期は1年とする。

4 会長は、必要に応じて本検討会を招集し、会務を総括する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員に事故があるときは、委員が指名する者の代理出席を認める。

7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 本検討会の出席者は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。委員等の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第5条 本検討会の庶務を処理するため、事務局をうるま市都市建設部都市政策課、沖縄県土木建築部道路街路課、内閣府沖縄総合事務局北部国道事務所に置く。事務局は、会議の円滑な運営にあたりとともに、議事録を整理するものとする。

(検討会の公開について)

第6条 本検討会の資料、議事要旨については公開するものとし、審議は非公開とする。

なお、検討会の議事要旨については、事務局は会長の確認を得たのち、後日公表するものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本検討会の審議・承認を得て行うことができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めがない本検討の運営について、必要な事項は会長が本検討会に諮って定める。

附則 この規約は、令和7年6月12日から施行する。

## 中部東道路 計画検討会 委員（案）

所属・役職
沖縄県 土木建築部 道路街路課長
沖縄県 土木建築部 中部土木事務所長
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課長
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 北部国道事務所長
沖縄市 建設部長
うるま市 都市建設部長

事務局	沖縄県 土木建築部 道路街路課
	内閣府沖縄総合事務局 北部国道事務所
	うるま市 都市建設部 都市政策課

令和7年度～

今回

第2回以降

第1回  
＜キックオフ＞  
(R7.6.12)

- ・ 今後のスケジュール
- ・ 規約
- ・ 計画検討会の開催趣旨
- ・ うるま市における現状・課題



地域の課題と必要性の整理



対策立案のための  
詳細調査・分析



課題箇所対策案検討



計画検討会  
(国・県・市)